

第 4 經濟勞働部門

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																											
観光施設	観光施設費等補助金	市町村・一部事務組合等	公共的観光施設の設置及び改修事業に対する補助		県単 補助率は施設等により異なる。 （説明欄参照）	一般単独（一般）事業 ＜充当率＞75% 地域活性化事業 ＜充当率＞90% ※事業計画等を市町村課地域振興室に提出している事業であること。	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	＜対象事業＞ 以下に掲げる公共的観光施設の設置及び改修事業 ア 交通施設（観光道路、遊歩道、橋梁、駐車場、棧橋） イ レクリエーション施設（広場、園地、休憩所、展望台、野営場、野外劇場、舟遊施設、魚釣場、水浴場施設、泉源開発施設、テニスコート） ウ 衛生施設（給排水施設、塵芥処理施設、公衆便所） エ 宿泊施設（簡易宿泊施設） オ 管理施設（観光案内所、管理所、標識、修景施設） ただし、道路法に基づく道路並びに道路法に基づく道路と一体となっている橋梁、都市計画法に基づく公園緑地、都市公園法に基づく都市公園、児童福祉法に基づく児童遊園の区域に係る施設の設置は除く。 ＜対象経費＞ 以下を除き、知事が施設の設置に必要であると認めた経費 (1) 用地費、補修費及び事務費（ただし、設計業務を委託した場合施設の工事費（設計額）の5/100以内の設計委託料を除く。） (2) 単なる施設の撤去費及び仮工作物の設置に要する経費 (3) 施設の維持費および単なる維持修繕に要する経費 (4) 国庫補助又は他の県費補助の対象となった施設の設置に要する経費 (5) 都市計画法（昭和44年法律第100号）にもとづく都市計画施設として定められた公園緑地及び都市公園法（昭和31年法律第79号）にもとづく都市公園（都市公園法にもとづく予定公園施設を含む）ならびに児童福祉法（昭和22年法律第164号）にもとづく児童遊園の区域に係る施設の設置に要する経費 ＜補助率＞ <table><tr><th colspan="3">区分</th><th>補助率 （注1）</th></tr><tr><td rowspan="4">自然公園の区域内における施設</td><td rowspan="2">使用料等を徴収しない施設</td><td>過疎地域振興山村離島</td><td>2/3 以内</td></tr><tr><td>上記以外の地域</td><td>1/2 以内</td></tr><tr><td rowspan="2">使用料等を徴収する施設</td><td>過疎地域振興山村離島</td><td>1/2 以内</td></tr><tr><td>上記以外の地域</td><td>1/3 以内</td></tr><tr><td rowspan="2">その他の観光地における施設</td><td>過疎地域振興山村離島</td><td>1/2 以内</td></tr><tr><td>上記以外の地域</td><td>1/3 以内</td></tr><tr><td rowspan="2">災害復旧事業（注2）</td><td>使用料等を徴収しない施設（観光施設費等補助金により設置した施設）</td><td></td><td>2/3 以内</td></tr><tr><td>使用料等を徴収する施設（観光施設費等補助金により設置した施設）</td><td></td><td>1/2 以内</td></tr></table> （注1） 限度額1,700万円（要綱第3・第4） （注2） 原則として、災害救助法適用区域、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害又はこれに準ずる災害が発生した地域に限る。	区分			補助率 （注1）	自然公園の区域内における施設	使用料等を徴収しない施設	過疎地域振興山村離島	2/3 以内	上記以外の地域	1/2 以内	使用料等を徴収する施設	過疎地域振興山村離島	1/2 以内	上記以外の地域	1/3 以内	その他の観光地における施設	過疎地域振興山村離島	1/2 以内	上記以外の地域	1/3 以内	災害復旧事業（注2）	使用料等を徴収しない施設（観光施設費等補助金により設置した施設）		2/3 以内	使用料等を徴収する施設（観光施設費等補助金により設置した施設）		1/2 以内	観光施設費等補助金交付要綱 地方債同意等基準運用要綱別紙21(1)ア	観光振興課
区分			補助率 （注1）																																		
自然公園の区域内における施設	使用料等を徴収しない施設	過疎地域振興山村離島	2/3 以内																																		
		上記以外の地域	1/2 以内																																		
	使用料等を徴収する施設	過疎地域振興山村離島	1/2 以内																																		
		上記以外の地域	1/3 以内																																		
その他の観光地における施設	過疎地域振興山村離島	1/2 以内																																			
	上記以外の地域	1/3 以内																																			
災害復旧事業（注2）	使用料等を徴収しない施設（観光施設費等補助金により設置した施設）		2/3 以内																																		
	使用料等を徴収する施設（観光施設費等補助金により設置した施設）		1/2 以内																																		
職業訓練施設	愛知県認定訓練助成事業費（施設及び設備費）補助金	市町村	認定職業訓練実施団体の利用する職業訓練共同施設の新築・増築等事業	国間	県費 事業費の1/3以内	一般補助施設整備等事業 ＜充当率＞75%		＜認定職業訓練実施団体＞ 職業能力開発促進法第19条第1項に定める職業訓練の基準に従って同法第24条第1項の認定を受けた職業訓練実施団体 ＜職業訓練共同施設の要件＞ ア 当該施設を利用することとなる職業訓練実施団体等の訓練生数を考慮した施設規模であること。また、当該訓練生が継続的に適正数確保される見通しがあること。 イ 施設を設置するための土地が確保されていること。 ウ 施設は耐火構造又はこれに準ずる構造であること。 エ 施設のうち、国の補助金の交付の対象となる部分は、次に掲げるものとすること。 教室、実習場、管理室（事務室、宿直室、用務員室及び湯沸室を含む。）、便所、洗面所、廊下（玄関、階段を含む。）、物置	職業能力開発校設備整備費等補助金交付要綱 認定職業訓練助成事業費（施設費及び設備費）交付要件 愛知県認定訓練助成事業費（施設及び設備費）補助金交付要綱	産業人材育成課																											

